

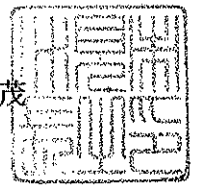
氷見市告示第44号

字の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により本市内の
字の区域を次のとおり変更するものとし、同条第2項の規定により告示する。

平成18年10月18日

氷見市長 堂 故



氷見市北大町へ編入する区域

氷見市北大町2番、3番、7番、8番、11番、12番、14番から18番
まで、4642番の1、4642番の3、4642番の7、4642番の3
8から4642番の41まで、4642番の45、4642番の47及び4
642番の48の地先の公有水面埋立地

氷見市間島へ編入する区域

氷見市間島164番、166番の1及び167番の1の地先の公有水面埋立
地